## 小平市議会定例会 一般質問通告書

再質問の方式 一問一答方式

質問件名 子どもや若者が担う家族介護、ヤングケアラーについて

## 【質問要旨】

ヤングケアラーとは 18 歳未満の子どもが親や祖父母、きょうだいなどの介護や看護、見守りなど大人が担うようなケア責任を引き受け行なっている子どもたちのことをいいます。

日本では、夫婦共働き世帯が 1997 年に専業主婦世帯を上回り毎年その差を広げており、家で過ごす時間は少なくなっています。さらに少子高齢社会により、要介護者の数は今後益々増えていき、それは同時に介護をする人が増えるということを意味します。また今後、在宅介護が増えていくことが予想され、家で要介護者をみる家族の負担が大きくなれば子どもにまでその影響が及ぶ場合も想定されます。

そのような中、日本ケアラー連盟がヤングケアラーについての実態調査を教員を対象に南魚沼市と藤沢市で行いました。それによるとヤングケアラーという言葉は知らなくとも家で家族をケアしていると思われる児童生徒数はかなりの数いることがわかりました。

小平市でも 2017 年、2018 年の 2 年間をかけて白梅学園大学が小平市教育委員会の協力のもと市内の 小中学校の教員対象にヤングケアラーの実態調査を行いました。

報告書によると「今年度家族のケアをしているのではないかと思われる児童生徒はいるか」の問いに「いる」と回答した小学校の教員は 22.9 パーセント、中学校の教員では 40.7 パーセントでした。その内訳では小学1年生も入っており学年が上がるにつれ人数が増えていました。

教員がケアをしていることに気づいたきっかけは子ども本人の話のほか遅刻や欠席、忘れ物、学力が振るわないなど学校生活面の状況であることが多く、子どもたちが学校生活を送るのに支障をきたしていることがうかがえます。また、教員がそのような子どもたちに対し時間をやりくりし対応していること、支援の仕方に苦慮されていることが分かりました。

この実態調査を元に明らかになったヤングケアラーの子どもたちに今後どのような支援が考えられるのか以下質問をいたします。

- ① この実態調査ではヤングケアラーという言葉を知らない教員がほとんどでした。調査後教員のヤングケアラーに対する認識に変化はありましたか。
- ② 教員向けにヤングケアラーについての研修会などを行なっていく考えはありますか。
- ③ ヤングケアラーという視点で学校と教育委員会、健康福祉部、子ども家庭部などが連携し対応していくことが必要と考えますが市の見解は。
- ④ 子ども自身がヤングケアラーについて知る機会をつくることを要望しますが市の見解は。
- ⑤ ヤングケアラーがいた場合にティーンズ相談室ユッカで対応することはできますか。 上記のとおり、小平市議会会議規則第57条第2項により通告します。

 2018年
 11
 月
 15
 日 小平市議会議長 殿
 小平市議会議員 氏名 <u>山崎 とも子</u>